
【重要】

**一般財団法人 あしなが育英会
奨学金返還のてびき**

- この冊子は返還完了まで大切に保管し、必要に応じて利用してください。
- 皆さんからの返還金は、後輩の奨学金として活用されます。
最後まで責任をもって返還しましょう。

ASHINAGA
あしなが育英会

2021年10月20日

目次

1. 【あしなが育英会奨学生の皆様へ】.....3P
 - (1) あしなが育英会の交付奨学金（給付と貸与）
 - (2) あしなが育英会の成り立ちと後輩のために
 - (3) あしなが育英会奨学金借用証書の書き方と注意点
 - (4) 引落開始と引落日および通知について

2. 【奨学金の返還】.....6P
 - (1) 交付終了から返還完了までの流れ

3. 【奨学金の返還方法と返還計画】.....7P
 - (1) 返還方法と振替不能時の対応について
 - (2) 返還計画（割賦割）と基準額について
 - (3) 繰り上げ返還と一括返還について

4. 【返還中の各種届出について】..... 8P
 - (1) 住所変更、電話番号変更
 - (2) 返還計画の変更、返還口座の変更
 - (3) 連帯保証人の変更、改姓・本籍地の変更

5. 【返還猶予について】..... 8P
 - (1) 在学中の返還猶予について
 - (2) その他の返還猶予について

6. 【返還が困難になった場合】.....9P
 - (1) 返還計画の変更について
 - (2) 返還の免除について

7. 【返還が滞った時は】.....9P
 - (1) 滞納通知について
 - (2) 督促から法的措置について
 - (3) よくあるお問い合わせ

8. 【各種提出書類】.....11P～15P

1.あしなが育英会奨学生の皆様へ

あしなが育英会の交付奨学金（給付と貸与）

あしなが育英会では、2018年4月から奨学金制度が変更となりました。2018年4月以降から奨学金を利用されている方は、「貸与」（返還する必要があるもの）と「給付」（返還する必要がないもの）の両方が送金（交付）されています。

あなたに交付された奨学金のうち、いくらが「貸与」でいくらが「給付」であるかは、「奨学金借用証書・口振依頼書」の下部に添付されている「奨学金内訳伝票」で確認できます。これから返還を行う金額をご自身でしっかりと把握しましょう。

あしなが育英会の成り立ちと後輩のために

あしなが育英会の奨学金は「あしながさん」をはじめとする社会の多くの人々の温かい善意（募金・寄付など）によって成り立っています。国や県・市区町村の税金でまかなわれているものではありません。

あなたから返還された奨学金返還金は、再び奨学金として後輩たちに交付されます。返還や返還にかかわる手続きが確実に行われないと、奨学金で進学を夢見ている後輩たちが進学をあきらめなければならない事態にもなりかねません。後輩たちはあなたの奨学金の返還を待っています。

日ごろから、本人、連帯保証人双方が連絡を取り合い、返還状況などを確認し合ってください。返還は確実に、後輩を励ますとともに、社会（あしながさんなど）の信頼と期待に応えましょう。

返還が困難になった場合には、返還課まで必ず連絡をしてください。

問合せ先

一般財団法人 あしなが育英会 返還課

〒102-8639 東京都千代田区平河町 2-7-5 砂防会館 4階

返還課ダイヤル...03-3221-1255

代表電話...03-3221-0888

返還課フリーダイヤル...0120-98-0070

FAX...03-3221-7676

メール...henkan@ashinaga.org

あしなが育英会HP...<https://www.ashinaga.org/>

あしなが育英会奨学金借用証書の書き方と注意点

- ・借用証書は交付終了時に全員が必ず提出をする大切な書類です。卒業後進学し引き続き本会の奨学金を利用する方も、送付した借用証書は提出が必要です。
- ・記入の際はボールペン・万年筆などの筆記用具を使用してください。（えんぴつ・消せるボールペンは不可）
- ・訂正は修正テープを使用せず、訂正する箇所に二重線を引いて押印（訂正印）し、余白に正しい内容を書いてください。
- ・不明点がありましたら、返還課（TEL:03-3221-1255）宛、相談してください。

A

記載されている奨学金情報を確認してください。

- ・借用金額... 返還必要金額です。
- ・貸与期間... 貸与を受けた期間です。
- ・欄外の金額... 給付金額です。

B

- ・指定金額分の収入印紙を貼付します。
- ・1枚目は表に、2枚目以降は裏面に張り付けてください。
- ・収入印紙はコンビニや郵便局で購入できます。

C

- ・奨学金を利用している本人情報を記入してください。
- ・氏名、現住所、本籍地、電話番号、メールアドレス、就職・進学先（未定の場合は空欄で結構です）を記入のうえ押印してください。

D

- ・連帯保証人とは、本人と連帯して奨学金の返還や猶予の手続きを行う方です。
- ・氏名、現住所、本籍地、電話番号、本人との続柄、勤務先（なければ空欄で結構です）を記入のうえ、押印してください。
- ・未成年でなければどなたでも選任可能です。多くの方が保護者や兄弟姉妹、親せきの方を選任しています。
- ・「返還通知の送付先」は返還に関する情報をお知らせする先（住所・電話番号）です。本人・連帯保証人どちらかを丸で囲んでください。（記入が無い場合は本人を通知先とします）

E

- ・連絡先は、本人や連帯保証人が転居などで連絡が取れなくなった場合に、転居先や電話番号をうかがう方です。返還の責任は全くありません。
- ・本人・連帯保証人以外の方を選任してください。

F

- ・返還計画は年賦、半年賦、月賦、一括返還から選択してください。
- ・一括返還以外の場合は、20年以内で希望の年数を記入してください。
- ・多くの方が最長20年かけて返還されます。本人と連帯保証人で今後どのように返還を進めていくか、よく話し合ってください。また定期的に返還状況を確認し合うようにしてください。
- ・詳細は7ページを参照してください。

G

- ・預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書は返還に使用する口座の登録用紙です。
- ・口座名義は本人、保護者、連帯保証人等の名義のものでもかまいません。
- ・「ゆうちょ銀行」は上段、「その他金融機関」は下段に、番号は必ず右詰めで記入をお願いします。
- ・訂正は二重線を引いて訂正印（金融機関届出印）を押印してください。
- ・押印は金融機関に届け出をしている印鑑を、はっきりとわかるように押してください。
- ・金融機関に届け出せず、借用証書と一緒に本会に提出してください。

H

- ・奨学金内訳伝票は奨学金交付状況（金額、期間）などが記載されています。切り取って返還完了まで大切に保管してください。

返還開始と引落日および通知について

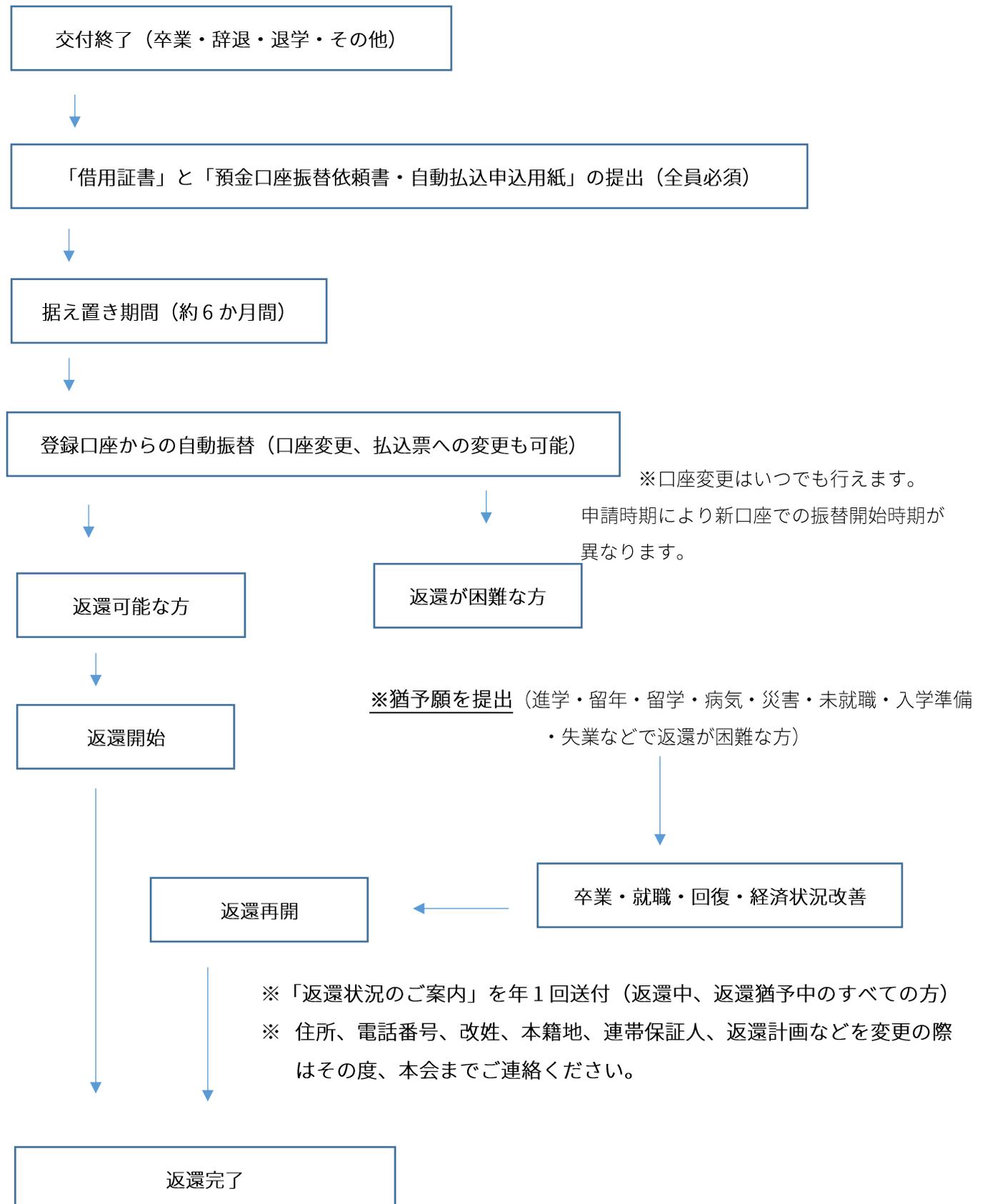
- ・返還は交付終了後、6か月の据え置き期間を置いて開始します。事前に「返還開始通知」を送付しますのでご確認をお願いします。
- ・3月末で交付終了する方は、「返還開始通知」を7月に送付します。
- ・3月末交付終了者返還開始月...月賦返還者は10月返還開始。
...年賦・半年賦返還者は12月返還開始。
- ・引落は登録口座から自動振替を行います。指定振込日の前営業日までに、割賦額と金融機関手数料を口座に用意してください。

指定振替日	月賦返還	毎月1日
	半年賦返還	毎年1月1日と7月1日
	年賦返還	毎年1月1日

※1日が金融機関休業日にあたる場合は翌営業日となります。

2.奨学金の返還

交付終了から返還完了までの流れ



3.奨学金の返還方法と返還計画

返還方法と振替不能時の対応について

- ・返還方法は引落のほか、払込用紙による返還も可能です。ただし手数料は返還方法により異なります。
- ・1回分の振替が出来なかった場合、翌月に再度振替（月賦の場合は2か月分合算）を行います。
指定振替日に、口座にお金の準備が出来なかった場合は、必ず本会まで連絡してください。

返還計画（割賦割）と基準額について

- ・返還のために設けられている期間は、措置期間と返還猶予期間を除いて「最長で20年間」です。
その間で返還を完了するように心がけてください。
- ・返還計画は以下の4つから設定できます。
 1. 年賦（年に1回）.....1回～最大20回まで
 2. 半年賦（半年に1回）..2回～最大40回まで
 3. 月賦（毎月1回）.....2回～最大240回まで
 4. 一括返還（全額）.....交付終了月から10か月以内に全額返還希望する方
または、割賦返還中に残額の一括返還を希望する場合

○主な貸与金別、1回あたりの返還基準額（返還基準額とは割賦最低額。返還基準額以上は上限なし）

返還 基準額	貸与金額	900,000円	1,080,000円	1,920,000円	2,400,000円	400,000円以下、 割賦額は一律
	年賦 (20回)	45,000円	54,000円	96,000円	120,000円	一律 20,000円
	半年賦 (40回)	22,500円	27,000円	48,000円	60,000円	一律 10,000円
	月賦 (240回)	4,000円 (端数繰上225回)	4,500円	8,000円	10,000円	一律 2,000円

※領収書は発行いたしません。通帳記録および払込金領収書の保管をもって、返還の証明とします。

繰上返還と一括返還について

- ・繰上返還をご希望の場合、返還課宛メールかお電話にてご希望をお伝えください。希望金額分の払込票をお送りします。
- ・一括返還をご希望の場合、返還課宛メールかお電話にてご希望をお伝えください。指定口座からの一括返還か払込用紙での返還を行えます。前月10日までにお申し出ください。

4.返還中の各種届出について

住所変更、電話番号変更

- ・本人、連帯保証人の連絡先の住所・電話番号が変更となった場合は必ず届け出てください。
- ・変更については返還課宛メールか電話にて連絡可能です。
- ・本会より送付する重要書類や情報等があるため、返還完了までは住所変更等の手続きを忘れずをお願いします。
住所がわからなくなった場合は、市区町村等に照会し、調査することがあります。

返還計画の変更、返還口座の変更

- ・返還計画（割賦の種類や、1回あたりの額）の変更は、電話かメールにて連絡可能です。希望する月の前月10日までにお申し出ください。ただし返還の状況によっては、希望の計画をすぐにお受けできない場合があります。
- ・引落口座の変更には所定の申込書が必要です（預金口座振替依頼書・自動払込申込書）。ご希望の場合は返還課までご連絡ください。申込書が提出されて、新しい口座で自動振替が開始されるまでの手続きに2〜3か月かかります。新しい口座の振替開始までは、登録の口座からの振替か、払込票にて返還をお願いします。

連帯保証人の変更、改姓・本籍地の変更

- ・連帯保証人変更は12ページの「連帯保証人変更届」に記入のうえ、送付してください。新しく連帯保証人になる方の署名、押印が必要です。
- ・改姓は13ページの「改正・本籍変更届」に記入のうえ、改姓後の本籍・筆頭者記載の住民票、もしくは戸籍謄本（抄本）を添付して送付してください。

5.返還猶予について（返還の先延ばし）

- ・返還猶予とは、何らかの理由により奨学金の返還ができない期間に返還を一時中断し、返還完了時期を延長する手続きです。15ページの「返還猶予願」に記入して提出してください。
一度の願い出により受けられる猶予期間は最長12か月間です。猶予を延長しその期間が3年目に入る場合は、返還が難しいことを証明する書類（市区町村発行の所得証明書や治療・投薬の証明となる書類など）の添付が必要です。

在学中の返還猶予について

- ・学校（高等学校・大学・専門学校または専門課程など）に在学している場合、在学期間中は願い出により返還期間が猶予されます。15ページの「返還猶予願」に記入し、学生証のコピー（両面）を添付して返還課宛に提出してください。通信制の学校は1年ごとの返還猶予となります。

その他の返還猶予について

- ・さまざまな事情により返還が困難になった場合は、速やかに返還課宛連絡をしてください。
「生活困窮」「病氣療養中」「失業・求職中」「妊娠・出産」「進学準備」などの理由にて受付けております。

6.返還が困難になった場合

返還計画の変更（見直し）について

- ・返還が困難になった場合、返還猶予とあわせて返還計画の見直しも可能です。
一回の返還額は基準額（7ページ記載）まで下げることができます。詳細については返還課まで相談してください。

返還の免除について

- ・次の場合、願い出により返還を全額、もしくは一部を免除されることがあります。
奨学生本人が亡くなった場合
奨学生本人が精神または身体の障がいにより、労働能力を喪失し返還ができなくなった場合
申請方法等の詳細については、返還課までお問い合わせください。

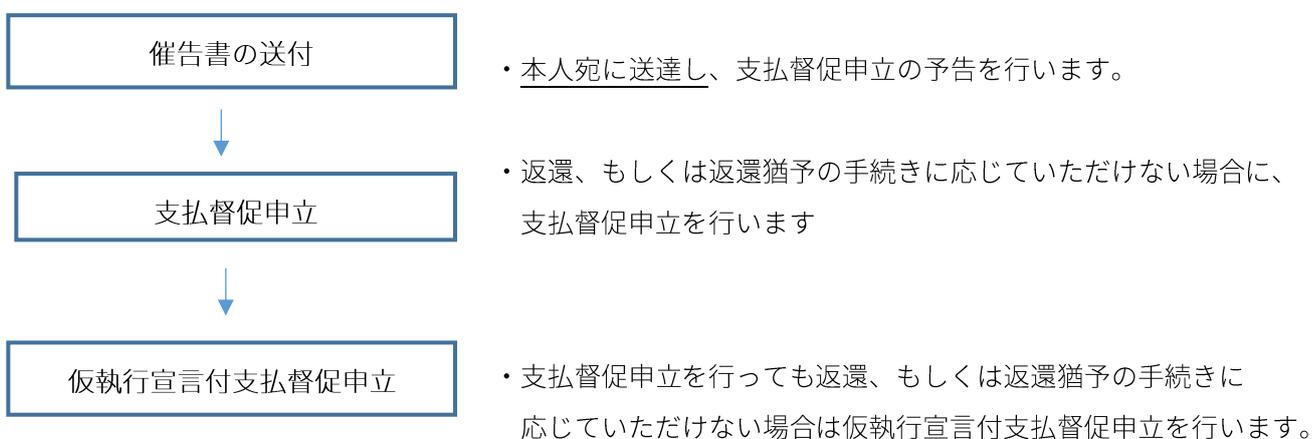
7.返還が滞った時は

滞納通知について

- ・奨学金の返還が滞った場合は、返還課より返還通知先（本人もしくは連帯保証人）に滞納通知をお送りいたします。返還が難しい場合は手続きによって返還をお待ちできます。
滞納状態にならないよう、無理のない計画で継続的に返還を行ってください。

督促から法的措置について

- ・滞納が長期間もしくは高額化した場合、弁護士を通して法的措置を行う場合があります。



よくあるお問い合わせ

Q：結婚して姓が変わりました。どのような手続きが必要ですか？

A：13 ページにある「改姓（名）・本籍変更届」に記入のうえ、新戸籍の謄本、もしくは改姓された本籍・筆頭者記載の住民票を添付して返還課までお送りください。

Q：海外勤務のため日本以外の国に住むことになりました、届け出は必要ですか？

A：所定の住所変更届をご提出ください、国内で連絡の取れる方（出来れば連帯保証人が保護者）に返還についての通知を送ります。

Q：今まで返還している銀行口座を別の口座へ変更したいのですが、どうすれば良いですか？

A：返還課に「口座振替依頼書・自動払込申込書」を請求のうえ、手続きをとってください。ほぼすべての金融機関をご利用いただけます。新しい口座から引落可能になるまで2~3 ヶ月かかりますのでその期間は以前の口座、もしくは払込票にて返還してください。

Q：口座引落で毎月返還していますが、うっかりして残高不足になってしまいました。今月の支払い分はどうしたらよいですか？

A：毎月の返還で最初の1 か月目に引落できなかった場合は、翌月に前の月の分と合わせて引落をします。返還している口座に2 か月分を用意しておいてください。
また2 か月続けて引落ができなかった場合は、2 か月分の払込用紙をお届けします。郵便局またはコンビニから入金してください。3 ヶ月目はまた1 か月分の引落となります。

Q：大学で奨学金を利用し、現在留学中のため返還を2年猶予してもらっていますが、猶予期間を含めて20年以内で返還しなければならないのでしょうか？

A：いいえ、猶予期間は返還期間の20年には含めません。したがって、この場合は大学を卒業してから22年以内に返還を完了すればよいということになります。

Q：高校卒業後に進学をしました、卒業するまで返還をまってほしいのですがどんな手続きが必要ですか？

A：進学した学校の学生証のコピー、もしくは在学証明書を提出してください。最短修業年限は返還猶予とし、奨学金を返す必要がありません。（通信制の学校は1年ごとの返還猶予となります。）

Q：卒業後も生活が苦しくてすぐに返還が難しいです。先延ばしは可能でしょうか？

A：可能です。15 ページにある「返還猶予願」をコピーして必要事項に記入し、返還課まで送付してください。

【住所変更】

年 月 日

一般財団法人あしなが育英会 御中

住所変更届

下記の住所に転居しましたので、届出ます。
(※奨学生番号、奨学生氏名、連帯保証人氏名は必ずご記入ください。)

奨学生番号 _____

奨学生番号 _____

奨学生氏名 _____

連帯保証人氏名 _____

1. 転居先住所について

どなたが転居されましたか 該当者を○で囲んでください。

奨学生本人 / 連帯保証人 / 両方

転居先の郵便番号(〒 _____)

新住所 _____

電話番号 (_____) (自宅固定)

携帯電話 (_____) (奨学生本人)

携帯電話 (_____) (連帯保証人)

今後の返還通知先は 奨学生本人 / 連帯保証人 (いずれかひとつを選択)

(奨学生、連帯保証人それぞれが別々の住所へ転居した場合は、用紙をコピーして届け出てください。)

【連帯保証人変更】

年 月 日

一般財団法人あしなが育英会 御中

奨学生番号 _____ 奨学生氏名 _____

奨学生番号 _____ (〒 _____)

住 所 _____

電 話 番 号 (_____) _____

携帯電話番号 (_____) _____

連帯保証人変更届

下記のとおり変更しましたので、届出ます。

1. 新連帯保証人

氏 名 _____ 印 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 本人との続柄 _____

(〒 _____)

住 所 _____

本 籍 _____

上記本籍の筆頭者 _____

電話番号 (_____) _____ 携帯電話番号 (_____) _____

勤務先名 _____ 勤務先電話番号 (_____) _____

2. 旧連帯保証人

氏 名 _____

変更の理由 _____

【改姓・本籍地変更】

年 月 日

一般財団法人あしなが育英会 御中

奨学生番号 一 _____ 奨学生氏名 _____

奨学生番号 一 _____ (〒 一)

住 所 _____

電話番号 () _____

携帯電話 () _____

連帯保証人氏名 _____

(〒 一)

住 所 _____

電話番号 () _____

携帯電話 () _____

今後の返還通知先 本人 / 連帯保証人 _____

改姓（名）届・本籍地変更届

下記のとおり変更しましたので、届出ます。

1. 変更した方について

どなたの何を変更されましたか。該当を○で囲んでください。

本人 / 連帯保証人 の 改姓 / 本籍地変更

新 姓(名) _____ (印) フリガナ _____

新本籍 _____

(〒 一)

新住所 _____

電話番号 () _____ 携帯電話番号 () _____

旧姓(名) _____ 変更年月日 年 月 日

理由 _____

口座振替にて返還の方 口座名義を 改姓済み / 現行のまま _____

※本会登録の名義カナが一致していないと引落が行えなくなります。

今後、口座名義を変更した際はその都度本会まで連絡ください。

※本籍・筆頭者記載の住民票もしくは戸籍謄本、いずれか取得が容易な方を1通添付してください

年 月 日

一般財団法人あしなが育英会 御中

返還計画変更願

下記のとおり、返還計画の変更を願います。

奨学生氏名 _____連帯保証人氏名 _____**1. 返還計画**奨学生番号 _____ 年 _____ 月より

(月 賦 / 半 年 賦 / 年 賦) _____ 円

に変更を願います。

奨学生番号 _____ 年 _____ 月より

(月 賦 / 半 年 賦 / 年 賦) _____ 円

に変更を願います。

奨学生番号 _____ 年 _____ 月より

(月 賦 / 半 年 賦 / 年 賦) _____ 円

に変更を願います。

【返還猶予】

年 月 日

一般財団法人あしなが育英会 御中

奨学生番号 _____

奨学生氏名 _____ 印

奨学生番号 _____

(〒 _____)

住 所 _____

※3つ以上の奨学金について返還猶予を願
い出る場合は、下余白に奨学生番号をす
べてご記入ください。

電話番号 (_____) _____

携帯電話 (_____) _____

連帯保証人氏名 _____ 印

(〒 _____)

住 所 _____

電話番号 (_____) _____

携帯電話 (_____) _____

返還猶予願

1. 猶予を願い出る理由

以下の猶予を希望する項目を○で囲み、事情を簡単に記入してください。

- ①在学中 ②入学準備 ③生活困窮 ④病気・ケガ ⑤その他

.....
.....
.....
.....

2. 猶予を願い出る期間 _____ 年 月 ~ _____ 年 月

1度の願い出による手続き可能な猶予期間は最長 12ヶ月です。

※在学中が理由の方は、学生証両面のコピーを添付してください。

※あしなが育英会から返還猶予に必要な書類の提出を追加で求められた場合、
速やかに提出いたします。

問合せ先

一般財団法人 あしなが育英会 返還課

〒102-8639 東京都千代田区平河町 2-7-5 砂防会館 4 階

返還課ダイヤル...03-3221-1255

代表電話...03-3221-0888

返還課カーダイヤル...0120-98-0070

FAX...03-3221-7676

メール...henkan@ashinaga.org

あしなが育英会HP...<https://www.ashinaga.org/>